

令和8年度

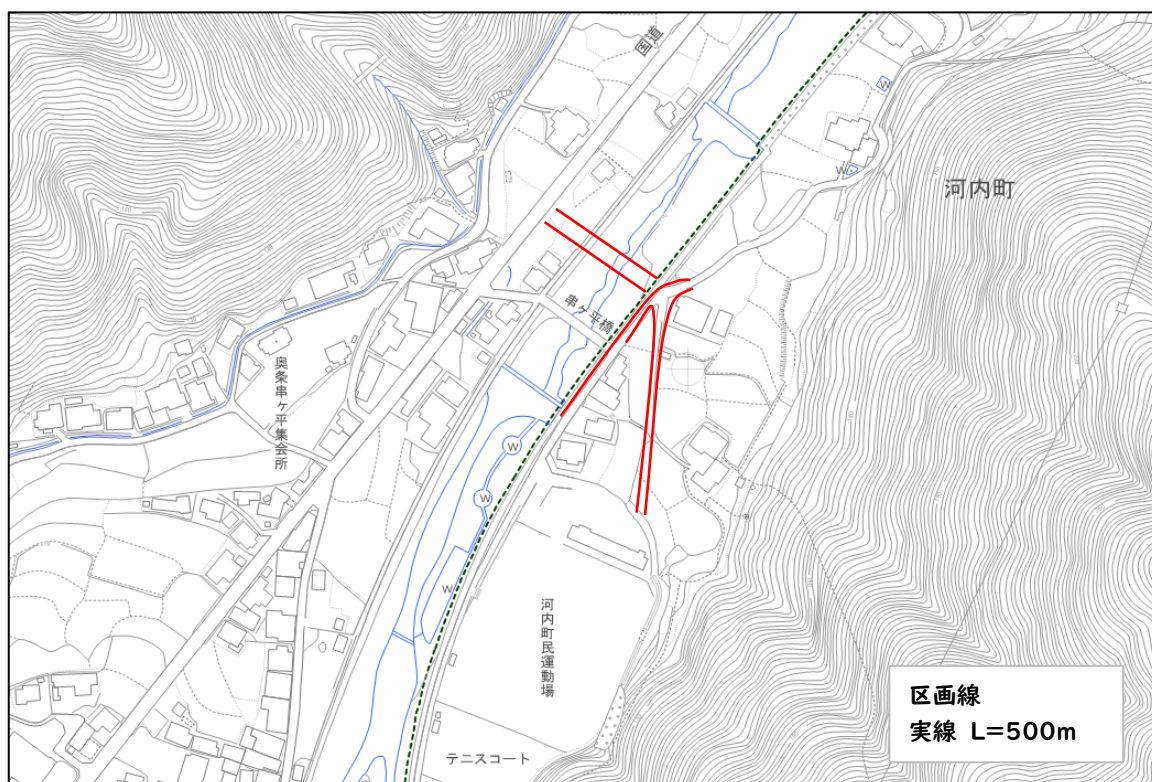
道路維持修繕事業

河内地区区画線交通安全施設整備工事

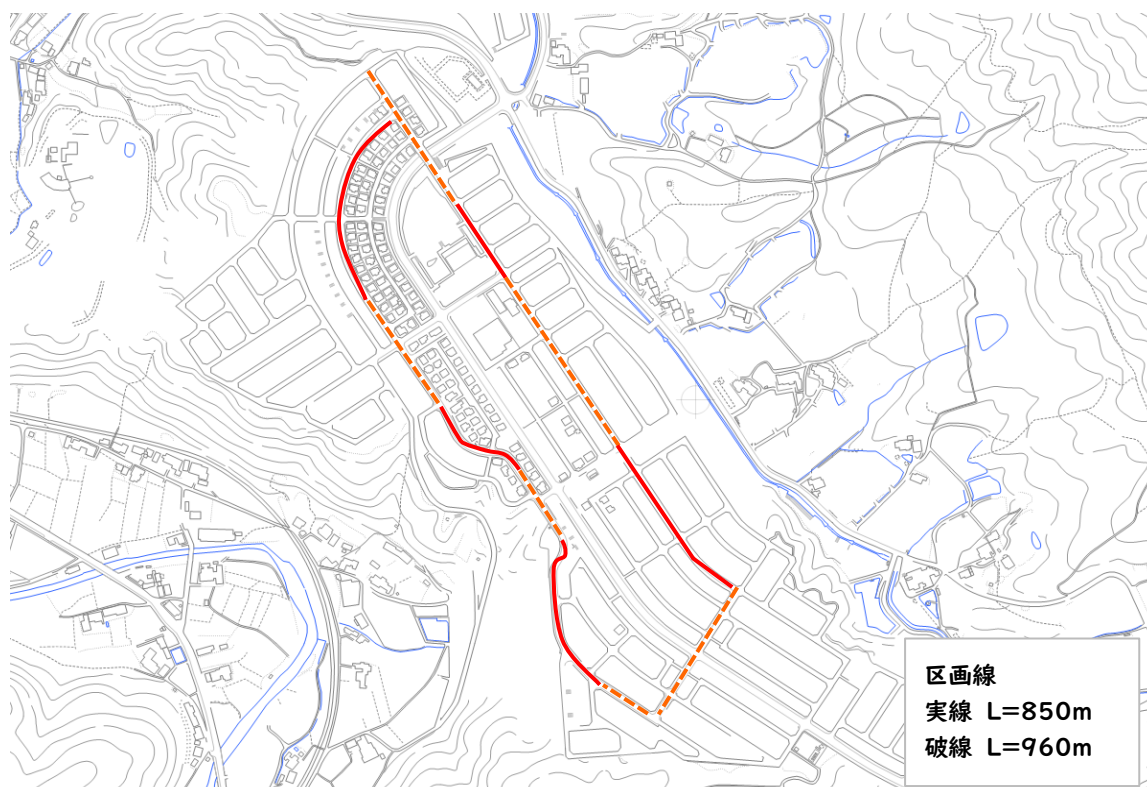
仕様書

施 工 場 所 東広島市河内町

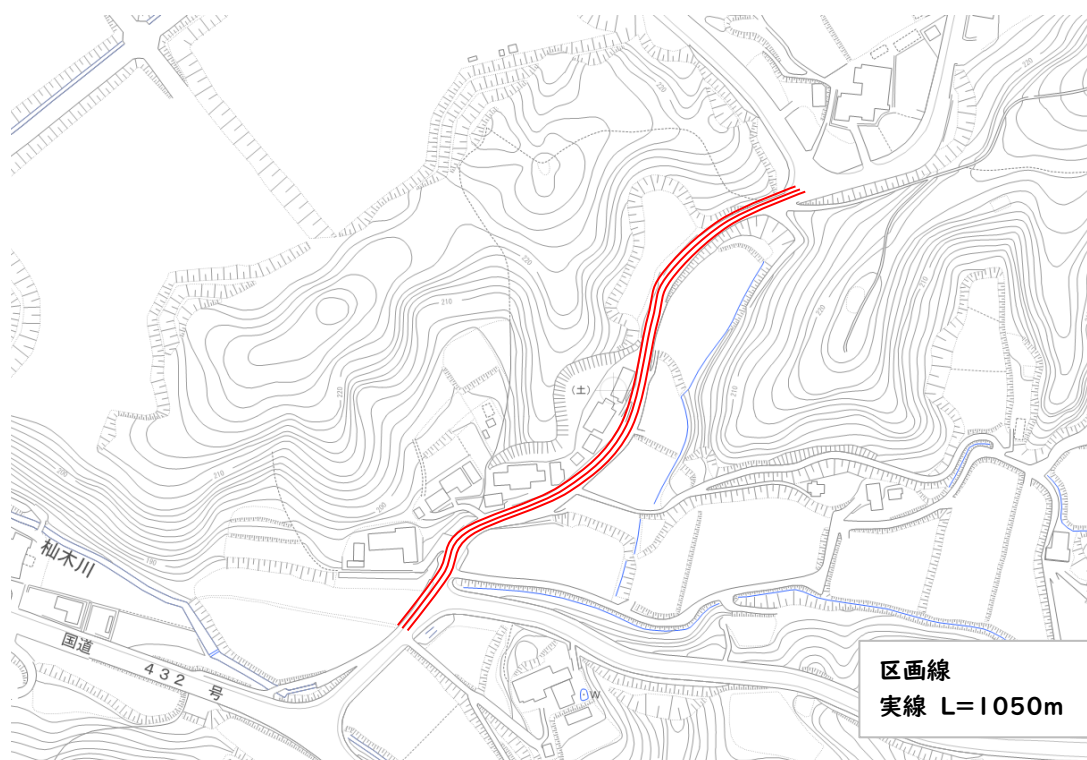
位置図 串ヶ平住宅線



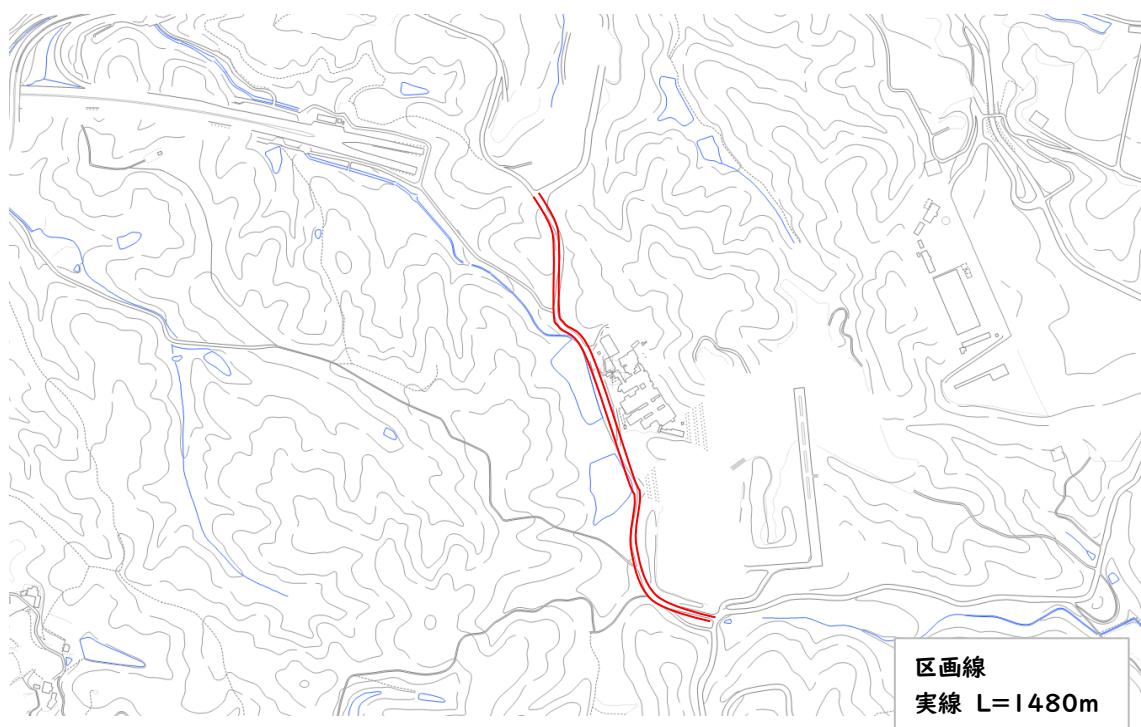
位置図 中山循環線



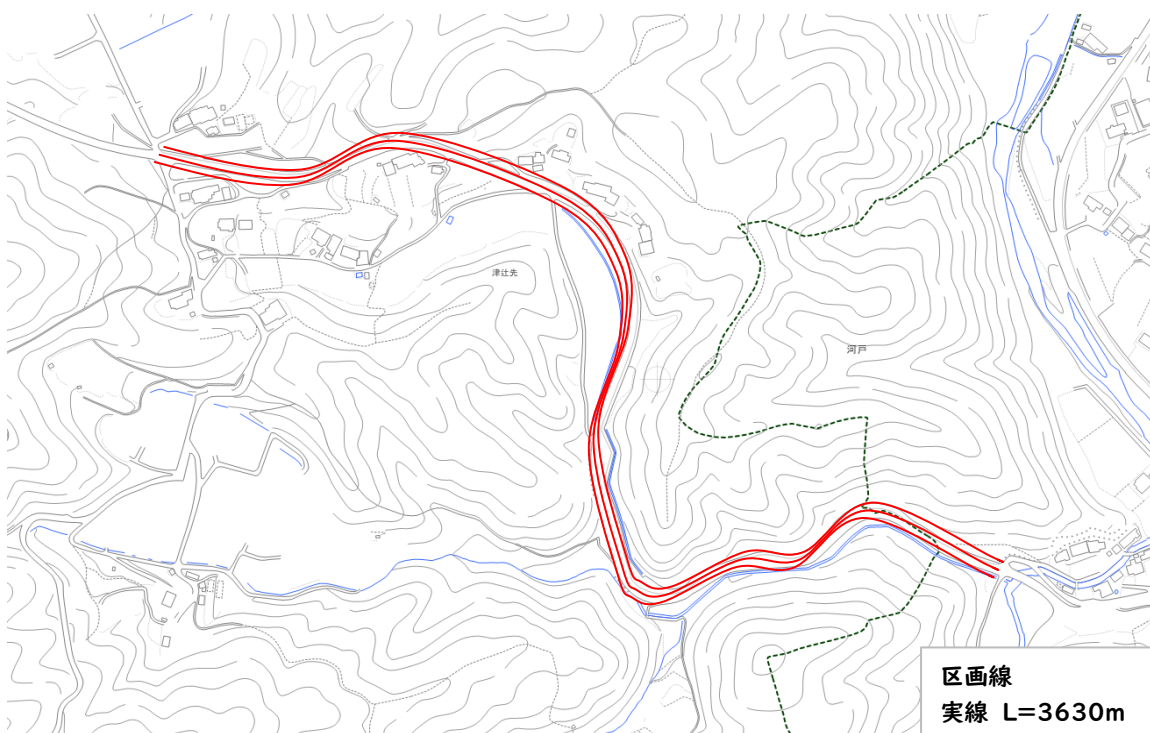
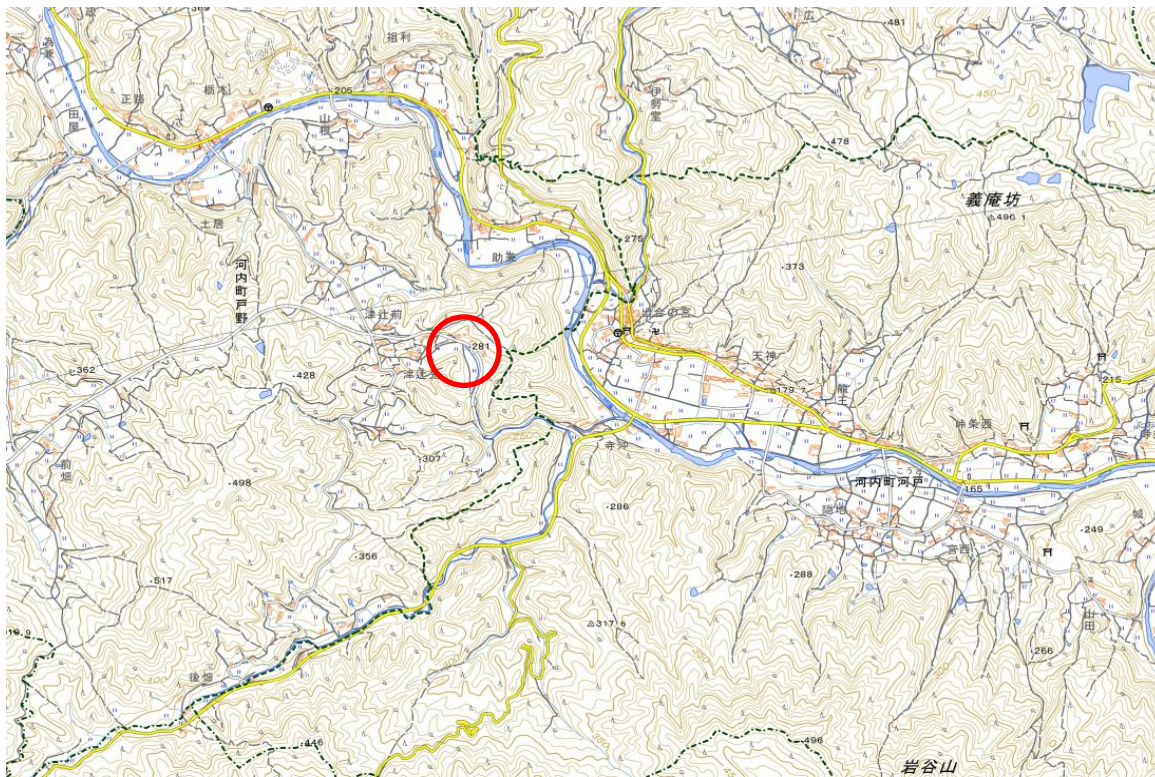
位置図 薬師線



位置図 大仙園線



位置図 栃木寺沖線



特 記 仕 様 書

(令和8年度 道路維持修繕事業 河内地区区画線交通安全施設整備工事)

第1章 総則

1. 適用
2. 前払金
3. 現場代理人の兼務
4. 現場作業終期日
5. 履行報告
6. 官公庁等への手続き等
7. 工事中情報共有システム（受注者希望型）
8. 熱中症対策に資する現場管理費の補正
9. 主任(監理)技術者及び現場代理人の配置について
10. 法定外の労災保険の付保
11. 週休2日適用工事等 週休2日
12. 建設副産物の取り扱いについて
13. 猛暑時間の施工回避
14. 猛暑日等を考慮した工期延長について
15. 熱中症による健康障害発生時の対応計画

第2章 工事材料

1. 見本・品質証明資料
2. 品質規格証明資料等

第3章 施工条件

1. 安全対策
 - (1) 交通誘導警備員・警戒船・保安要員
 - (2) 架空線の防護管に要する費用について

第4章 その他

1. 工事関係書類
2. 工事写真
3. 疑義の解決等
4. 概算数量方式（区画線）
5. 工事の追加

特記仕様書

第1章 総則

1. 適用

本工事の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）」及び東広島市制定の第15編下水道編(最新版)に基づいて実施しなければならない。
この場合においては、次のとおりとする。

- (1) 「広島県」とあるのは「東広島市」と読み替える。（ただし、第1編第1章第1節1-1-1-26第10項、第1編第1章第2節1-1-2-1第3項、1-1-2-8第1項、1-1-2-9第1項、1-1-2-10第1項、1-1-2-11第1項、第6項、第8項、1-1-2-14第2項、1-1-2-16第1項、第3項、第2編第1章第3節2-1-3-1、第3編第1章第2節3-1-2-3第2項においては読み替えない。）
- (2) 「建設工事請負契約約款」とあるのは「東広島市の建設工事請負契約約款」と読み替える。
- (3) 「土木工事監督規程」とあるのは「東広島市建設工事監督事務取扱要綱」と読み替える。
- (4) 「土木工事検査規程」とあるのは「東広島市建設工事検査規程」と読み替える。
- (5) 「建設工事執行規則第19条の1」とあるのは「東広島市建設工事執行規則第19条第1項」と、「建設工事執行規則第41条の2」とあるのは「東広島市建設工事執行規則第41条第2項」と読み替える。
- (6) 「広島県契約規則第2条の1」とあるのは「東広島市契約規則第2条第1項」と読み替える。
- (7) 「土木工事検査技術基準」とあるのは「東広島市の「土木工事検査技術基準」」と読み替える。
- (8) 「低入札価格調査制度事務取扱要綱」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領」と読み替える。
- (9) 「広島県の建設工事入札参加資格」とあるのは「東広島市の競争入札参加資格」と読み替える。
- (10) 広島県の「建設業者等指名除外要綱」とあるのは東広島市の「建設業者等指名除外基準要綱」と「建設業者等指名除外要綱別表第18号」とあるのは東広島市の「建設業者等指名除外基準要綱別表第22号」と読み替える。
- (11) 「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領」と、「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領第11条」と読み替える。
- (12) 「県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱」とあるのは「東広島市建設工事暴力団等排除要綱」と読み替える。
- (13) その他

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
1	1	2	5	工事の下請負	3から6まで	適用しない。
1	1	2	14	施工管理	1	適用しない。
1	1	2	16	環境対策	4	適用しない。
1	1	3	3	現場代理人及び主任技術者又は監理技術者	5から6まで	適用しない。
1	1	3	4	下請負及び契約の制限	1(2)	適用しない。
1	1	3	5	主要資材の購入		適用しない。
1	1	3	7	契約後VE工事		適用しない。
1	1	3	9	県産材の活用	(2)	適用しない。
1	1	3	10	工事現場の現場環境改善等		適用しない。
1	1	3	11	現場環境改善（ウィークリースタンス）の実施	(4)[2]から[7]まで	適用しない。
3	1	1	1	請負代金内訳書		適用しない。
3	1	1	2	工程表		適用しない。
3	1	1	7	工事完成図書の納品	2から6まで	適用しない。
3	1	1	8	技術検査	3から5まで	適用しない。
3	1	2	1	請負代金内訳書		適用しない。
3	1	2	2	工程表		適用しない。
3	1	2	5	工事完成図書の納品		適用しない。
3	1	2	6	提出書類	2	適用しない。
3	1	3	1	工事完成図書の納品		適用しない。
3	1	3	2	技術検査	2	適用しない。

2. 前払金

契約金額が50万円以上の建設工事の場合は前払金を請求することができる。前払金は請負代金の40%以内とする。また、契約に当たって契約約款特約事項第22項により中間前払金を選択するものにあつては、中間前払金は請負代金の20%以内とする。その他、前金払・中間前金払の適用は次の要領による。

- ・建設工事請負代金前金払実施要領
- ・建設工事請負代金中間前金払実施要領
- ・東広島市余裕期間制度適用工事に係る事務取扱要領

3. 現場代理人の兼務

- 1 現場代理人の兼務については、「技術者等の適正配置について」によるものとする。
 - 2 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は現場代理人兼務承認書により、承認しない場合は現場代理人兼務非承認書に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。
 - 3 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、現場代理人兼務承認取消書により、その承認を取消すものとする。
 - (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき
 - (2) 兼務を承認した日から起算して14日（東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第6号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき
 - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき
 - (5) 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき
 - (6) その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき
 - 4 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行うことがある。
- ※ 同一町内における町とは西条町、八本松町、志和町又は高屋町にあつては昭和49年4月20日前の町の区域とし、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町又は安芸津町にあつては平成17年2月7日前の町の区域とする。

4. 現場作業終期日

本工事の施工に当たっては、工期末の30日前までに、下記の作業を終了しなければならない。

なお、現場作業終期日までに適時、速やかに「土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島版」第1編1-1-1-23第2項第3号に記載してある出来高が確認できる資料を監督職員に提出しなければならない。

5. 履行報告

履行報告の提出にあたっては、実施工程表と平面図（施工済み箇所を着色）又は、進捗状況が確認できる写真を添付すること。なお、月締め報告とし、翌月7日までに提出すること。

6. 官公庁等への手続き等

受注者は、関係官公庁及びその他の関係機関との諸手続きにおいて許可、承諾等を得た場合はその書面（写し）を提出するものとし、更新手続き（許可内容が同じもの）の場合は、届出等の鑑のみとする。

7. 工事中情報共有システム（受注者希望型）

- (1) 本工事は、工事中情報共有システムの対象（受注者希望型）である。
- (2) 工事中情報共有システムを利用するにあたり、発注者に連絡の上、利用申込すること。
- (3) 本工事で使用する情報共有システムは次のとおり。

広島県工事中情報共有システム（一般社団法人 広島県土木協会）

<http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyoushouhisutemu2.html>

- (4) 工事中情報共有システム利用に必要な費用は設計金額に含まれている。
- (5) 利用にあたっては「東広島市発注工事における広島県工事中情報共有システム利用実施要領」に基づくこと。
- (6) 運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づくこと。

この場合においては、次のとおりとする。

- 1) 「1.3.適用する基準」のうち、「土木工事監督規定（広島県）」および「土木工事監督実施要領（広島県）」は「東広島市建設工事監督事務取扱要綱」と、「土木工事検査規定（広島県）」とあるのは「東広島市建設工事検査規定」と、「土木工事検査技術基準（広島県）」とあるのは「土木工事検査技術基準（東広島市）」と読み替えるものとする。
- 2) 「CAD製図基準（国土交通省）」および「CAD製図基準に関する運用ガイドライン（国土交通省）」は適用しない。
- 3) 「4.検査」は適用しない。
- 4) 検査は、発注者と協議のうえ、紙媒体による検査と電子検査の併用とすることができるものとする。
- 5) 受注者は、工事中情報共有システムにより処理した工事完成図について、電子成果品として納品するほか、紙の成果品も納品すること。

8. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を行う工事である。
- (2) 工期(工事の始期日から工事の終期日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、検査期間13日、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（国民の祝日である山の日の次の日から土曜日、日曜日、振替休日を除く3日間とする。）、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。）期間中の真夏日の状況に応じて、変更契約時に現場管理費の補正を行うものとする。
- (3) 真夏日とは、日最高気温が30度以上の日をいう。また、日最高暑さ指数（WBGT）が25度以上の日をいう。
ただし、夜間工事のみの場合は、作業時間帯の最高気温または最高暑さ指数（WBGT）を対象とする。
- (4) 気温の計測箇所及び結果は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
- (5) 受注者は、工事期間中における気温の計測箇所、用いる計測値及び計測期間（計測開始日、計測終了予定日）を明記した施工計画書を工事着手前に提出し、計測結果を工事完成時までに監督職員に提出すること。
- (6) 受注者は、計測終了日について、工事完成時までに監督職員と協議するものとする。
- (7) 積算方法は次のとおりとする。
 - 1) 補正方法
 - ア 受注者より提出された計測結果の資料を基に、補正値を算出し現場管理費率に加算する。
なお、現場管理費率の補正は「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」、「緊急工事の場合」及び本補正値を合計し、2%を上限とする。
 - イ 真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期
 - ウ 補正値（％）＝真夏日率×1.2
 - 2) 補正値の計算結果は、パーセント表示で小数点3位を四捨五入して2位止めとする。
- (8) 受注者より、熱中症対策に資する現場管理費の補正が不要である旨の協議があった場合は、補正を行う工事から対象外とすることができる。
- (9) 検査職員から修補の指示があった場合、修補期間は対象外とする。

9. 主任(監理)技術者及び現場代理人の配置について

東広島市発注工事における主任(監理)技術者及び現場代理人の配置についての取り扱いは、「技術者等の適正配置について」によるものとする。

10. 法定外の労災保険の付保

- 1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
- 2 受注者は、建設工事請負契約約款第47条に基づき、法定外の労災保険の契約締結をしたときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。
- 3 法定外の労災保険は、政府の労働者災害補償保険とは別に上乘せ給付等を行うことを目的とするものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、契約を締結しているものとする。

11. 週休2日適用工事等 週休2日

本工事は、週休2日適用工事（発注者指定型）であり、「東広島市週休2日適用工事等実施要領（最新版）」に従うこと。

なお、実施要領に基づき提出する必要がある様式「休日取得計画表」は「検査課HP＞施工関連資料＞週休2日適用工事等の実施について」に掲載している。

12. 建設副産物の取り扱いについて

本工事における建設副産物の取扱いについては、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

1 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。

※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

なお、対象となる工事は請負代金額が100万円以上、または建設発生土の搬出が500m³以上の工事を対象とする。

- (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
 - (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
 - (2) 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
 - (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項
- 6 運搬業者への通知
- 受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。
- 7 確認結果票の掲示及び公表
- 受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
- 8 確認結果票の保管
- 受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求
- 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。
- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
 - (2) 建設発生土の搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
 - (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
 - (4) 建設発生土の搬出量
 - (5) 建設発生土の搬出が完了した日
- 10 建設発生土の搬入元への受領書の交付
- 受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。
- 11 受領書の内容確認
- 受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。
- 12 受領書の保管
- 受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 13 建設発生土の最終搬出先までの確認
- 受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)～(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。
- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
 - (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
 - (3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード
 - (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出ししないもの）

13. 猛暑時間の施工回避

1 本工事は、現場環境に応じて猛暑時間帯の現場作業を回避し、作業の開始時間や終了時間を発注者と協議し設定できる工事である。

2 実施方法は次のとおりとする。

(1) 内容

ア 受注者は、現場環境に応じて猛暑時間帯の現場作業を回避し、作業の開始時間や終了時間を監督職員と協議し設定できる。

イ 作業時間を短縮した場合は、短縮時間に応じて、工期を延長することができるものとする。

ウ 工事における現地の立会等については、監督職員の勤務時間に合わせるものとする。

エ 対象期間は、6月1日から9月30日までとする。

(2) 工期延長日数の算出方法

工期の延長日数^{※1}(日)＝短縮時間(時間)×対象期間^{※2}(日)÷8(時間)

なお、猛暑日等による作業不能日とは、別に考慮できるものとする。

※1 小数第1位を切り上げるものとする。

※2 現場閉所日を含む。

3 作業時間の変更に伴う工事費の増額については、設計変更の対象としない。

14. 猛暑日等を考慮した工期延長について

1 本工事は、工期に「猛暑日等による作業不能日」として、休日(土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇)、降雨降雪日及び猛暑日日数を5日見込んでいる。

「猛暑日等による作業不能日」＝施工に必要な実日数×雨休率

雨休率(休日、降雨降雪日及び猛暑日日数による作業不能日を見込むための係数)： 0.78

雨休率に見込んでいる作業不能日は、次のとおりである。(過去5年間の気象庁及び環境省のデータより年間の平均発生日数を算出)

(1) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日： 31日/年

(2) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数： 5日/年

2 ・著しい悪天候や気象状況より「猛暑日等による作業不能日」が当初見込んでいる日数と著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は監督職員へ工期の延長変更を協議することができる。

・受注者は、協議の際に気象庁及び環境省の計測データ等を監督職員へ提出すること。計測データは、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所及び環境省が公表している観測地点を用いることを標準とする。

なお、提出する必要がある様式「猛暑日等による作業不能日算出表」は「広島県の調達情報HP>公共工事等の情報_様式集>建設工事関係_その他契約関係様式」に掲載している。

・費用は、工期延長日数に応じて「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算」(土木工事標準積算基準書(共通編)第Ⅰ編総則 第9章)に基づき増加費用を積算し、変更契約において計上する。

15. 熱中症による健康障害発生時の対応計画

1 猛暑による厳しい環境下での現場作業[※]が見込まれる工事を対象とする。

※WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で、連続1時間以上又は1日4時間を超える作業

2 受注者は、熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に、迅速かつ的確な判断ができるよう、「緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先や所在地」及び「作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等の熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順」などを施工計画書の「緊急時の体制及び対応」項目に記載するとともに、工事関係者へ周知すること。

第2章 工事材料

1. 見本・品質証明資料

受注者は、次に示す材料又は監督職員が指示する材料について、見本又は品質を証明する資料を、材料を使用するまでに監督職員に提出するものとする。また、材料の購入は監督職員の確認を受けた後に行うものとする。

区 分	材 料 名	摘 要
塗料	塗料一般	

2. 品質規格証明資料等

受注者は、工事に使用した次に示す材料又は監督職員が指示する材料の品質を証明する試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を監督職員に提出するものとする。

区 分	材 料 名	摘 要
塗料	塗料一般	

第3章 施工条件

1. 安全対策

(1) 交通誘導警備員・警戒船・保安要員

交通誘導警備員 ・交通誘導警備員の配置人数は、工事着手後、規制を要する日から9日間（2人／日）を見込んでいる。ただし、現場条件の変更等により、交通誘導警備員の人数変更が必要となった場合には、事前に監督職員と協議を行った上で変更対象とする。

(2) 架空線の防護管に要する費用について

工事区域上空の架空線の防護管に要する費用については、現在見込んでいない。

架空線に近接した工事の施工に当たって、架空線管理者又は防護管施工会社（以下、「架空線管理者等」という）との協議により、架空線管理者等から防護管に要する費用負担を求められた場合、工事打合せ簿により監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

設計変更の対象として認められる場合は、架空線管理者等からの見積書を提出すること。

第4章 その他

1. 工事関係書類

(1) 工事関係書類の作成は、東広島市建設工事関係書類作成要領「土木工事編」によるものとする。

(2) 工事関係書類の提出は、「契約関係書類」1部、「施工管理書類」は、工事打合せ簿による場合は2部、その他による場合は1部とする。

2. 工事写真

工事写真の撮影に当たっては、広島県制定「写真管理基準（令和7年8月）」によるものとし、納品に当たっては、電子媒体又は紙媒体、情報共有システム登録のいずれかとする。

なお、電子納品物は「広島県電子納品実施要領」に準拠し、作成すること。

3. 疑義の解決等

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員と協議し決定すること。

4. 概算数量方式（区画線）

(1) 本工事は、概略設計により算出した数量で積算を行っている。

(2) 契約図面に基づき現地の測定を監督職員の立ち会いのもと行い、図面の作成及び数量を算出し、発注者に提出すること。

(3) 提出した図面について発注者の承諾を受けた後、この図面に基づいて施工を行うこと。

(4) 発注者は、承諾した図面及び数量を基に、遅滞なく変更契約を行うものとする。

5. 工事の追加

(1) 工事期間中に施工路線及び施工箇所を追加する場合がある。

(2) 追加後は現地の測定を行い図面の作成及び数量計算書を作成し発注者に提出するものとする。

工事数量総括表

頁0 -0001

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
本工事費					
舗装		式		1	レベル1
区画線工		式		1	レベル2
区画線工		式		1	レベル3
溶融式区画線	実線_15cm 塗付厚t=1.5mm	m		7,510	レベル4
溶解式区画線	破線_15cm 塗付厚t=1.5mm	m		960	レベル4
交通管理工		式		1	レベル2
交通管理工		式		1	レベル3
交通誘導警備員		人		18	レベル4
直接工事費					
共通仮設費率分					
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費					
工事原価					
一般管理費率分					
契約保証費					
一般管理費計					

工事数量総括表

頁0 -0002

[illegible]

参 考 図 書

工事名称 ： **令和８年度 道路維持修繕事業**
 河内地区区画線交通安全施設整備工事

＜注意事項＞

- 1 本工事は、数量公開の対象工事です。
- 2 この数量書は適正な積算のための参考指標として数量を示すものです。

数量は参考数量であり、設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものではありません。

総括情報表

頁0 -0001

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 49 東広島市(河内) 00-08.06.01(0)	《凡例》 Co …コンクリート As …アスファルト DT …ダンプトラック BH …バックホウ CC …クローラクレーン TC …トラッククレーン RTC…ラフテレーンクレーン	
諸経費体系	1 公共(一般)		
	当世代	前世代	
工種 施工地域・工事場所区分 復興補正区分 週休補正区分 現場事務所等の貸与区分 I C T補正区分 冬期補正係数 緊急工事区分 前払金支出割合区分 契約保証区分	13 道路維持工事 00 補正なし 00 補正なし 09 閉所型・月単位 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 通常工事 0 % 00 補正無し 01 金銭的保証(0.04%)		
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

本工事費 内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					X1000
舗装					Y1E02 レベル1
区画線工	1	式			Y1E0210 レベル2
区画線工	1	式			Y1E021001 レベル3
区画線工	1	式			Y1E02100101 レベル4
溶解式区画線 実線_15cm 塗付厚t=1.5mm	7,510	m			SDT00001 00
区画線設置(溶解式) 実線_15cm 塗付厚t=1.5mm	7,510	m			単第0 -0001 表
溶解式区画線 破線_15cm 塗付厚t=1.5mm	960	m			Y4999 レベル4
区画線設置(溶解式) 破線_15cm 塗付厚t=1.5mm	960	m			SDT00001 00
区画線設置(溶解式) 破線_15cm 塗付厚t=1.5mm	960	m			単第0 -0002 表
交通管理工	1	式			Y1E0215 レベル2

本工事費 内訳表

頁0 -0003

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
交通管理工					Y1E021521 レベル3
	1	式			
交通誘導警備員					Y1E02152101レベル4
	18	人			
交通誘導警備員B					R0369 00
	18	人			
＊＊直接工事費＊＊ #0020計=支給品等(材料),無償貸付					
共通仮設費率分					Z0019
計算情報…… 対象額…… 率……					
＊＊共通仮設費計＊＊					
＊＊純工事費＊＊					
現場管理費 計算情報…… 対象額…… 率……					

本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
工事原価					
一般管理費率分 計算情報…… 対象額……… 率………					前払補正率…
契約保証費 計算情報…… 対象額……… 率………					当初請対額 当初対象額
一般管理費計					
工事価格					
消費税相当額 計算情報…… 対象額……… 率………					
工事費計					
契約保証費計					

施工単価表

区画線設置(溶融式)

SDT00001

単第0 -0001 表

名称・規格など		数量	単位	単価	金額	備考
昼間_溶融式(手動)【手間のみ】 実線_15cm 時間的制約なし		1,000.000	m			
トラフィックペイント(JISK5665_3種1号) 溶融型(紛体状)ガラスビーズ含有量15～18% 白		598.500	kg			
ガラスビーズ(JISR3301_1号) 粒度0.106～0.850mm		26.250	kg			
プライマー トラフィックペイント接着用		26.250	kg			
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油		42.000	L			
諸雑費		1	式			
*** 合計 ***		1,000	m			
*** 単位当たり ***		1	m			
A=1 C=1 E=1	昼間施工 実線_15cm アスファルトに設置の場合			B=1 D=1 F=1	白色 塗布厚t=1.5mm 時間的制約なし	
G=1 I=1	- -			H=1 J=1	- -(全ての費用)	

施工単価表

頁0 -0006

区画線設置(溶融式)

SDT00001

單第0 -0001 表

実線_15cm

塗付厚 $t=1.5\text{mm}$

1000

m

当り

[illegible]

施工単価表

区画線設置(溶融式)

SDT00001

単第0 -0002 表

破線_15cm	塗付厚t=1.5mm	数量	単位	単価	金額	備考
名称・規格など						
昼間_溶融式(手動)【手間のみ】 破線_15cm 時間的制約なし		1,000.000	m			
トラフィックペイント(JISK5665_3種1号) 溶融型(紛体状)ガラスビーズ含有量15～18% 白		598.500	kg			
ガラスビーズ(JISR3301_1号) 粒度0.106～0.850mm		26.250	kg			
プライマー トラフィックペイント接着用		26.250	kg			
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油		46.200	L			
諸雑費		1	式			
*** 合計 ***		1,000	m			
*** 単位当たり ***		1	m			
A=1 昼間施工 C=5 破線_15cm E=1 アスファルトに設置の場合				B=1 白色 D=1 塗布厚t=1.5mm F=1 時間的制約なし		
G=1 - I=1 -				H=1 - J=1 -(全ての費用)		

施工単価表

頁0 -0008

区画線設置(溶融式)

SDT00001

單第0 -0002 表

破線_15cm

塗付厚 $t=1.5\text{mm}$

1000

m

当り

[illegible]

河内地区区画線交通安全施設整備工
事

数量総括表

費 目	工 種	名 称	形 状 寸 法	単 位	計 算 量 計 数	設 計 量 設 数	備 考
道路維持修繕							
河内町	区 画 線 工						
		溶 融 式 区 画 線 工	区画線設置 実線 15cm	m	7,510.0	7,510	
		区 画 線 消 去	区画線消去	m	960.0	960	
	交 通 管 理 工						
		交 通 誘 導 警 備 員		人	18.0	18	

各種数量計算書

測点名	距離	溶解式区画線 実線(m)			溶解式区画線 破線(m)			文字・矢印					
		幅		数量	幅		数量	幅		数量	断面		数量
串ヶ平住宅線	500	0.15		500									
中山循環線	850	0.15	0.15	850									
	960				0.15		960						
薬師線	1,050	0.15		1,050									
大仙園線	1,480	0.15		1,480									
朽木寺沖線	3,630	0.15		3,630									
合計	8,470			7,510			960						